

平野区で地域福祉・社会貢献活動を行う

団体・法人・グループに対する助成

令和6年度 善意銀行「特定テーマ」払出

「地域福祉・社会貢献活動応援資金」 払出（助成）を募集します

平野区社会福祉協議会では、市民や団体、企業のみなさまから預託された現金や物品を基に、「善意銀行」を設置しています。

この善意銀行に預託いただきました、みなさまの善意を活用し、より区民のみなさまに見える形で地域福祉の増進に資するため「地域福祉・社会貢献活動応援資金」を設け、区内で「地域福祉・社会貢献」活動を行う団体・法人・グループを対象に払出（助成）を行います。

つきましては、次のとおり払出（助成）先を募集します。

- 1 払出対象 平野区内で「地域福祉・社会貢献」活動を行っている団体・法人・グループ5人以上で構成されていること。法人格の有無は問いません。

※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ・大阪市の補助金やその他の公的助成を受けている団体・法人・グループ。ただし、社会福祉法人は、払出（助成）を受ける活動に対して、補助金等を受けていなければ、対象とする。
- ・宗教活動や政治活動を目的とするものやその管理下にあるもの
- ・営利を目的とするもの
- ・法令や公序良俗に反する活動を行っているもの
- ・暴力団もしくはその構成員の統制下にあるもの
- ・地方公共団体の助成金並びに公的助成を受けているもの

- 2 対象となる活動 平野区内の地域や福祉施設等で行われる社会福祉の増進や地域社会に貢献することを目的とした自発的な活動。

※団体・法人・グループが行う組織運営・団体構成員のための自助活動は、対象になりません

《活動例：住民主体の活動》

活動領域	住民の福祉活動への参加を呼びかける活動	・福祉座談会、懇談会 ・広報紙、情報誌の発行 ・啓発リーフレットの作成	・福祉講座 など
	地域のつながりと住民のふれあいを深めるため交流の場を作る活動	・食事サービス ・ふれあい喫茶 ・福祉施設との交流 ・外国籍の方との交流	・子ども食堂 ・世代間交流 ・介護者のつどい ・認知症カフェ など

活動領域	日常生活で援助を必要とする人を支える活動	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけ、見守り活動 ・外出の付添い ・車イスで入りやすいお店などのマップづくり ・車での送迎 ・電球の取り替え など
	地域活動を支え活動の担い手を広げる活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア（ふれあい員）スクール ・ボランティアと当事者の懇談会 ・活動グループづくり など
	上記のような多様な活動を計画的・効果的に推進するための小地域福祉活動計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域福祉活動計画の策定 （策定にかかる取組み 事前学習会、住民懇談会 など）

《活動例：住民と協働して行う活動》

活動領域	地域における子ども・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃ図書館の開設 ・親子広場の開設 ・子どもの学習支援 ・子ども食堂の開設 ・子どもの居場所づくり活動 ・地域の高齢者、子どもとの世代間交流 ・施設利用者等による学童見守り活動 ・地域住民向け啓発リーフレットの作成 など
	施設・法人のノウハウを生かした地域住民対象のセミナー活動	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て講座（出前講座） ・介護セミナー ・介護予防講座 ・モノづくり講座 ・男性料理教室 ・子ども向け講座 など
	就労の場づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者、障がい者等の中間就労の受入れ ・高齢者等の就労の場づくりの支援 など
	生活支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の買い物支援 ・高齢者配食サービス ・車での送迎サービス ・鍵預かりサービス など
	地域交流促進活動	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の一部（会議室・食堂・駐車場等）を地域の活動の場に開放 ・地域住民のサロンに開放 ・生涯学習の場に開放 ・子育て広場の開設 など
	災害支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域への災害支援活動のための研修や機材整備 ・福祉避難所開設のための災害訓練や機材整備 など

3 対象経費 地域福祉・社会貢献活動に要する経費

- (1) 諸謝金、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、交通費、賃借料、会議費、雑費
- (2) 自らの責任において負担すべき経費（人件費・飲食費など）は対象外です。
- (3) 年間事業費総額の10%以上の自主財源が必要です。

※この払出は、年度を単位としています。

- 4 払出額 1件 5万円以内（毎年度の予算の範囲内とする）
・連続交付は、3年までとします。
ただし、同じテーマ・活動内容の場合、連続交付はできません。
- 5 申請方法 払出申請書（第1号様式）に、①前年度収支決算書（法人は不要）、②事業計画書、③収支予算書（活動に対するもの）、④団体の定款や規約、⑤役員名簿を添付し、平野区社会福祉協議会まで提出してください。
- 6 申請期間 令和6年4月1日（月）～9月30日（月）
- 7 選考方法 申請書類に基づき、審査のうえ、払出先と払出額を決定します。なお、払出されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 8 決定通知 結果については、申請後おおむね1カ月以内に文書で通知します。
《決定通知後の手続きのおおまかな流れ》
①「払出請求書（第3号様式）」を提出
②払出額は振込をします。
③事業完了後30日以内に「事業完了報告書（第4号様式）」及び必要書類を提出してください。
※詳しくは、払出決定団体にお知らせします。
- 9 留意事項 （1）申請日以降に、申請内容や役員などに変更がある場合はすみやかに届出てください。また、正当な理由がなく、申請内容に虚偽があったときや不適切と判断した場合、返還いただく場合もありますので、ご注意ください。
- （2）申込受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話又は訪問等による問い合わせをさせていただくことがあります。
- （3）この「地域福祉・社会貢献活動応援資金」の払出を受けた場合は、他の払出を受けることはできません。
- （4）活動の実施に際して、平野区社会福祉協議会善意銀行から払出を受けていることを周知してください。

《申し込み、問い合わせ先》

社会福祉法人 大阪市平野区社会福祉協議会

〒547-0043 大阪市平野区平野東2丁目1番30号

電話番号（06）6795-2525 FAX番号（06）6795-2929

メールアドレス：nico-nico.c@3sweb.ne.jp

ホームページ：http://hirano.kusyakyou.or.jp/